

第 2 章 防火対象物

第 1 令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱い

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。項ごとの使用実態を判断するにあたっては、第 1-2 表を参考とする。

1 共通事項

(1) 同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第 1 条の 2 第 2 項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物（第 1-1 表 (A) 欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第 1-1 表 (B) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。

- a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。
 - (a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
 - (b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。
- b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a、(a)及び(b)に該当し、かつ、第1-1(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。
- イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はこの号ごとに決定するものであること。
- (4) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
- ※① 一般住宅は、前（2）、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。
- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- なお、「おおむね等しい」とは5㎡以内をいう。

項 目		例 示	項
住宅	>	令別表項で 50㎡以下の もの	一般住宅
住宅	<	令別表項	令別表項

住宅 > 令別表項で 50 m ² を超えるもの	住宅 令	複合用途
住宅 ÷ 令別表項	令 住宅	複合用途

- (5) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (6) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (7) 昼と夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (8) 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- (9) 仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること
- (10) スケルトン状態の部分の用途未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分に有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第 17 条の 3 の規定が適用されること。
- (11) 休業中の防火対象物については、容易に営業を再開しうる状態にない場合、法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の適用を受けないものであること。

2 項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 前 1、(2) 又は (4) により、政令別表第 1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分（政令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6 項)又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）が存するものであっても

同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。(政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

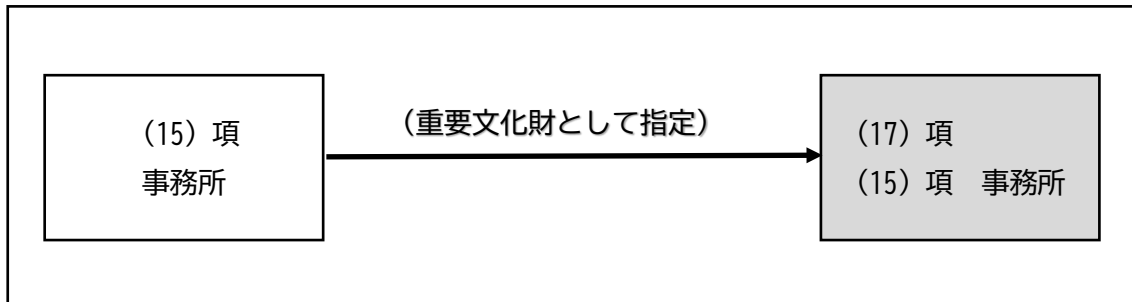
イ 特定用途部分の床面積の合計が300㎡未満であること。

(2) 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下この項において「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ(又はハ)(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

(3) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

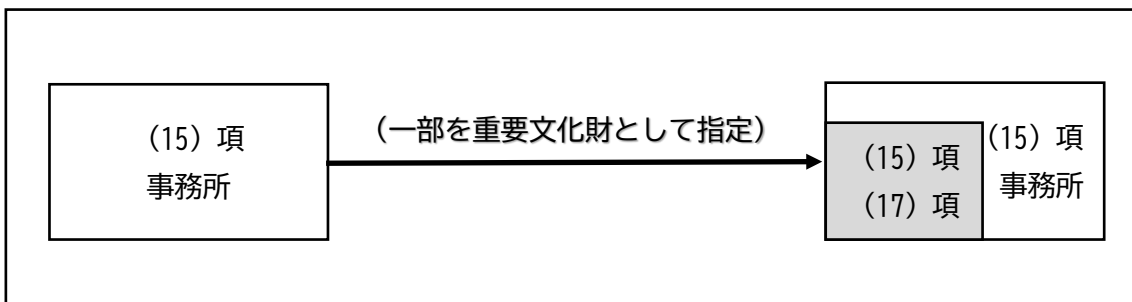
(4) 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取扱いは次によること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された部分は(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

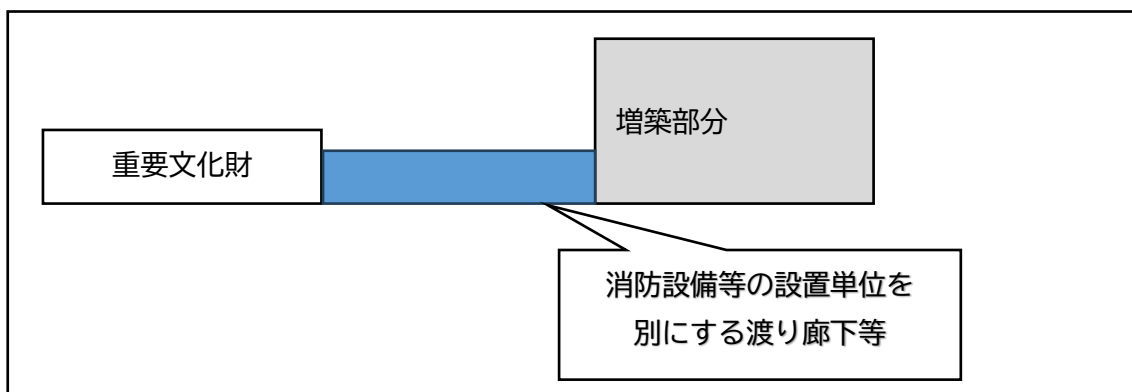


イ 政令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物であるほか(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物であるほか、(17)項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第 1(1)項から(16 の 2)項までに掲げる防火対象物を増築（法第 17 条の 2 の 5 第 2 項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令 32 条の適用若しくは第 2 章第 1 節 4「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮する。



(5) 運送以外の目的で、固定的に車両を駐車して事業を行うもの等の取扱いは、次によること。

ア 固定的とは次のいずれかのものをいう。

(ア) 随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

(イ) 随時かつ任意に移動できる場合であっても、4日を超えて継続して駐車して事業を行うもの。

イ 固定的に車両を駐車して車両内に関係者以外の人を出入りさせて事業を行うものは、政令別表防火対象物として扱う。

(例)・トレーラーハウスを飲食店やホテル等の用途で使用するもの

※本対象物の設備規制については「仮設建築物」として取り扱うことができる。

ウ イにおいて、建基法第2条第1号の建築物として扱われない場合は、消防法令上無窓階以外の階（普通階）として扱う。

エ イ以外の車両は政令別表防火対象物として扱わない。また、既存防火対象物の部分（屋内や屋根がかりの下部等）に設置した場合においても、消防用設備等の設置及び警戒は要しない。

(例)・キッチンカー

・移動図書館、移動式バー

・レントゲン車等の健康診断を目的に使用する車両

※政令別表第1(20)項に該当するもの（乗車定員11人以上の自動車等）は規定どおり(20)項として扱う。

参考：「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例

○車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けられているがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。

○上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。

○トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。

○トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

(6) 簡易的なテント等の取扱いは、次によること。

ア 簡易的なテント等とは、容易に移動、解体又は収納できるものをいう。

(例) 通常、重機を使用せず、また、高所での作業がなく、短時間で解体ができるもの

- ・簡易なキャンプテント
- ・警戒や運動会等各種イベントにおいて設置するテント
- ・祭りの露店、屋台のテント
- ・容易に収納できる日よけのための庇
- ・可搬式のトイレ

※キャンプ場等の指定された敷地内に設営されている支柱及び布製の覆いなどを組み立てて作られた家屋（グランピングのテント等）は、簡易的なテント等とは取扱わない。

イ 防火対象物の部分に設置する簡易的なテント等の取扱い

簡易的なテント等の下部及び内部は、消防用設備等の設置を要する場所として取扱わない。

ウ 屋外に設置する簡易的なテント等の取扱い

政令別表防火対象物として扱わない。ただし、劇場等の用に供するものは除く。

(7) その他

ア 公衆トイレ、バス停の上屋その他道路、公園等に設置される公益上必要な建築物で、確認申請等を要するものを含め、指定防火対象物以外のものは各種届出を省略可能とする。

イ 単独の公共用歩廊等、通行又は運搬の用にのみ供する防火対象物は政令別表防火対象物として取扱わない。

ウ 主として農業用に使用するビニールハウスは、政令別表防火対象物として取扱わない。

第 1-1 表

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物館、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶店、売店、専用駐車場、クローク	展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ、体育館	
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2) 項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売り問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事上、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用対象物でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舍又は看護学校の部分は、（5）項ロ又は（7）項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(6) 項二	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途にするものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用対象であるものを除く。）、娛樂室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示場	シールやラベルを貼る作業、商品の仕分け段ボールの組立て、商品の箱詰め等軽微な作業	

(A)		(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
			(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務所、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として（1）項に該当する。（以下、本項において同じ。） 2 特定の会員組織で作られた談話等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	法人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。

(A)		(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
			(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D)密接な関係を有る部分	
(15) 項	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項口の用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控室的なもの）を有する者は、本項に該当する。

第 1-2 表 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(1) 項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席、が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1) 項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等の興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。
(2) 項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ客の接待をして客に飲食させる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項イ	2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。		
(2) 項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンス教習所とは、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。
(2) 項ハ	1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1) 項イ、(2) 項ニ、(4) 項、(5) 項イ及び(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供するものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1) 項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2) 項ニ）、アダルトショップ（(4) 項）、ラブホテル及びモーテル（(5) 項イ）、ソープランド（(9) 項イ）等、既に令別表第 1（(1) 項から (14) 項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。）

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項ハ	2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。(原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。) 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。		2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。(風営法第2条第6項) (1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(同項第1号) (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)(同項第2号) (3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業。(同項第3号) ※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「風営令」という。)第2条)。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項ハ			① ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ※本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興行の用に供する興行場は、(2) 項ニに該当する。 ② のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号）

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項ハ			(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号） (6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第6号） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申し込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第5条） 3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項二	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。 2 総務省令で定める店舗は、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介業務を営む店舗 (3) 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 1の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、1の防火対象物に当該個室が1しかないものは含まない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう（風営法第2条第9項）。 4 本項では、興行場（ヌードスタジオ）その他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）のうち、映像を見せるものに限定している。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2) 項二			5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(4) 項	1 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5) 項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター、ウィークリーマンション（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用対象であるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用対象であるもの）、住宅宿泊事業を行う施設	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的した宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。

(5) 項イ			(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にすること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 旅館業法の適用対象となる施設(第 2 条第 5 項に規定される下宿営業を除く。)が本項に該当するものであること。 6 住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅(届出住宅)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 住宅宿泊事業法施行規則(平成 29 年厚生労働省・国土交通省第 2 号)第 4 条第 3 項第 10 号に規定する、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われていないもの。 (2) 宿泊室(住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号イ(4)に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計が 50 m²を超えるもの。 ((1)、(2)のいずれにも該当しない届出住宅は、本項に含まれない(住宅として取扱う。))
(5) 項ロ	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス(シェアハウス)	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(5) 項口	2 下宿とは、1 ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる 2 以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	共同生活援助サテライト型住居	2 廊下、階段等の共用部を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。
(6) 項イ(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。 2 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床又は第 5 号に規定する一般病床を有すること。	病院	1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第 5 条第 3 項の体制をいう（以下、介護医療院において同じ。）。 2 特定診療科名とは、医療法第 3 条の 2 に規定する診療科名のうち、規則第 5 条第 4 項各号に掲げるもの。（肛門外科、乳腺外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。 3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)において同じ。）

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項イ(1)		介護医療院	2 入所定員が 20 名以上の施設であるものをいう。 3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものとし取り扱うこと。((6)項イ(2)において同じ。) 4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 3 条第 1 号に規定するもの。）は、医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床として取り扱うこと。 5 規則第 5 条第 3 項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取り扱うこと。」
(6) 項イ(2)	次のいずれにも該当する診療所をいう。 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	クリニック	1 特定診療科名とは、医療法第 3 条の 2 に規定する診療科名のうち、規則第 5 条第 4 項各号に掲げるもの以外をいう。 2 「4 人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第 7 条に規定する病床数をいう。）が 4 以上であるものをいうこと。 3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)、(4)において同じ。)
		介護医療院	入所定員が 4 人以上、19 人以下の施設であるものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項イ(3)	病院（(6) 項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6) 項イ(2)に掲げるものを除く。)) 又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は 9 人以下の入所施設を有するものをいう。（(6) 項イ(4)において同じ。）。)
		介護医療院	(6) 項イ(1)、(2)に掲げるもの以外のものをいう。
(6) 項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項ロ(1)	1 老人短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 3)		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(1)	2 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第 20 条の 4)		
	3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第 20 条の 5)		
	4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (参考：老人福祉法第 20 条の 6)	1 軽費老人ホーム A 型 2 軽費老人ホーム B 型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホーム A 型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホーム B 型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(1)	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※1 （参考：老人福祉法第 29 条）		業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか 1 つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 （参考：介護保険法第 8 条第 28 項）	(老人保健施設)	老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）により削除され、平成 12 年 4 月 1 日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。
	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項）		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(1)	8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり 5 日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2 (参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項)		
	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。 (参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項)	認知症高齢者グループホーム	
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項に掲げるものを除く。)のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。※1		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(1)	(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設 ((6)項1に掲げるものを除く。)のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項口(2)	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項)		
(6) 項口(3)	乳児院とは、乳児(健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。)を入所させてこれを養育することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)		
(6) 項口(4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与および治療を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第42条)	1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設	1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(5)	1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第 1 条第 2 号から第 7 号までに定める「障害支援区分」をいう。）4 以上の者が全入所者の 8 割を超えるものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項）		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。
	2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分 4 以上の者が全入所者の 8 割を超えるものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項）		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項口(5)	3 共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3 (参考:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)	障害者グループホーム	
(6) 項ハ(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 (参考:老人福祉法第20条の2の2)		1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない((15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものに含まれる。
	2 軽費老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (参考:老人福祉法第20条の6)	1 軽費老人ホーム A型 2 軽費老人ホーム B型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホーム A型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホーム B型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(1)	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第 20 条の 7)	1 老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館	1 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（(15) 項として取扱う。）。
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第 20 条の 7 の 2)	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（(15) 項として取扱う。）。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(1)	5 有料老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。※1 (参考：老人福祉法第 29 条)	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか 1 つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(その養護者を含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。 (参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項)		1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない((15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(1)	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。※2 (参考：老人福祉法第5条の2第5項)		
	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。※1 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(2)	更生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第 38 条第 3 項)		
(6) 項ハ(3)	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第 36 条)		
	2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※ 託児所が保育上必要な施設(乳児室、保育室等)を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。 なお、住居と兼用しているものは含まれない。 (参考：児童福祉法第 39 条)	1 認可保育所 2 保育室 3 ベビーホテル 4 認定こども園(幼保連携型こども園を除く。)	1 保育所のうち、国若しくは市町村が設置するもの又は国及び市町村以外のものが児童福祉法第 35 条第 4 項による都道府県知事の認可を得て設置するものをいう。 2 保育室設置基準に基づき、市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、補助対象となっているもの。 3 次の条件のうち、いずれか 1 つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後 7 時以降の保育を行っているもの (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(3)			4 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた以下3つの施設をいう（認定こども園の認定要件を定める条例（平成18年条例第64号）第3条）。 (1) 幼稚園型認定こども園 認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。 (2) 保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。 (3) 地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。
	3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。（参考：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第9条）		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(3)	4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第 41 条)	(虚弱児施設)	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 74 号）により削除され、平成 10 年 4 月 1 日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
	5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(参考：児童福祉法第 44 条)		
	6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第 44 条の 2)	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(3)	7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第7項)		
	8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第9項)		
	9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。		
(6) 項ハ(4)	1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条)	1 福祉型児童発達支援センター 2 医療型児童発達支援センター	1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(4)	2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第 43 条の 2)		
	3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項)		
	4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 (参考：児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項)		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 (参考：身体障害者福祉法第 31 条)	身体障害者福祉センター A 型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センター B 型（区市又は社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）	
	2 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分 4 以上の者が全入所者の 8 割以下のものをいう。※3 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項)		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(5)	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項)		
	4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項)	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
	5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(5)	6 短期入所（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）		
	7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項）	1 自立訓練（機能訓練）事業所 2 自立訓練（生活訓練）事業所	1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
	8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項）		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項ハ(5)	9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)	1 就労継続支援（A型）事業所 2 就労継続支援（B型）事業所	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
	10 共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)	障害者グループホーム	1 政令別表第1の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律『第5条第15項』を『第5条第17項』に読み替えて運用する。 2 共同生活援助のサテライト型住居の取り扱い 共同生活援助のサテライト型住居については、入居形態が一般の共同住宅と変わらないことから原則(5)項ロとして扱う。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項二	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第 72 条)		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40 名以上あり、校舎面積が 130 m²以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が 1 年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては 3 箇月以上 1 年未満)であり、校舎面積が原則として 115.7 m²以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(7) 項	6 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	学校	
(8) 項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。	郷土館、記念館	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(8) 項	3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。		
(9) 項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	1 (9)項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。
(10) 項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(12) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的低いものをいう。	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(13) 項イ			(1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴(休憩のみのもの)、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(15) 項		郵便局、畜舎研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場	5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(16 の 2) 項	法第 8 条の 2 第 1 項で定義されているため省略		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等に通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
(16 の 3) 項	政令別表第 1 で定義されているため省略		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(16 の 3) 項			3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する 付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。	戸定邸、法王山 萬満寺、長谷山本土 寺	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(17) 項			3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(20) 項	省令第5条で定義されているため省略		1 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(20) 項			4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室であること。 5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。 6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2、000 箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 200 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(20) 項			(4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第 47 条第 1 項第 6 号に該当する自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）

※1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者用の居室の定員の割合を確認すること。

要介護者用の居室とは、介護保険法第 7 条第 1 項に定める要介護状態区分が 1 以上の者を入居させる居室をいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から自力避難困難である者が要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。

※2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する「利用者宿泊等に係る資料」の提出を求めて確認すること。

※3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分 4 以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する「利用者宿泊等に係る資料」の提出を求めて確認すること。

※4 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。